

ダイジェスト版

共につながり生きていく
孤立をつくらない地域づくり

第3次 飯豊町地域福祉計画 飯豊町地域福祉活動計画



2025～2029 年度(5 か年計画)/2025 年 3 月策定

飯 豊 町

社会福祉
法 人

飯豊町社会福祉協議会

思いやりの心と
福祉を支える人づくり

基本施策

- 01 福祉意識の醸成
- 02 社会福祉分野及び地域活動の担い手となる
人材育成
- 03 ボランティア等の社会福祉活動支援

住み続けたいと思える
生活環境づくり

基本施策

- 01 地域住民に対する相談支援体制の整備
- 02 必要な支援を適切に利用できる仕組みの
確立
- 03 権利擁護や成年後見制度の推進
- 04 防犯・防災に強いまちづくりの推進

安心を高める仕組みと
サービスの基盤づくり

基本施策

- 01 地域の居場所・活躍の場づくり
- 02 地域活動団体や関係機関、行政等の
多様な主体の連携協働の仕組みづくり

支え合い・助け合う関係づくり

基本施策

- 01 保健・医療・福祉が連携した総合的な
マネジメントの推進
- 02 見守り・支援体制の充実
- 03 複合化した地域課題を解決するための
体制づくり

基本目標1 思いやりの心と福祉を支える人づくり

01 福祉意識の醸成

- | | |
|--|--|
| 1 インクルーシブ理念と福祉意識の啓発
2 保健福祉に関する学びの場の提供 | 3 福祉教育等の推進 具体的な取り組み1
4 人権教育及び人権啓発活動の推進 |
|--|--|

02 社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成

- | | |
|---|---|
| 1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策
2 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化
3 社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援 | 4 在宅高齢者の食生活支援の担い手養成
5 除雪支援の担い手育成
6 介護予防リーダーの養成
7 認知症サポーターの養成 |
|---|---|

03 ボランティア等の社会福祉活動支援

- | | |
|---|--|
| 1 ボランティアセンター機能の充実及び各種ボランティアの養成、活動継続に向けた支援
2 ボランティアグループへの情報提供 | 3 除雪ボランティアへの支援
4 住民向け福祉講座、シンポジウム等の開催
5 民間協力者・功労者に対する表彰 |
|---|--|

◆具体的な取り組み1 学校と連携して「福祉教育」を推進する

【学校教育における福祉教育プログラムの活用】

新学習指導要領においては「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体を育て、「生きる力」をはぐくむことが掲げられています。協調し人を思いやる心などの豊かな人間性を築いていくためにも「ともに生きる力」をはぐくむ福祉教育のプログラムは有効であると考えます。

社会福祉協議会では、学校ですすめられる福祉教育に対しては、プログラムの企画段階からの相談、地域の社会資源や人材をつなぐコーディネートを担っており、地域の様々な資源を駆使したプログラム提案をすることができます。

【ゲストティーチャーによる授業の展開例】

○家族の一員として身を守る知恵を見につけてほしい

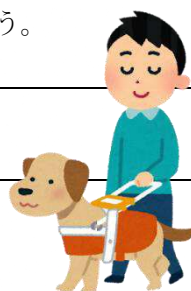
防災食（備蓄）について学ぶ

内容	①災害（水害、雪害、地震、台風）が発生した際にライフラインが使えないことの影響を学ぶ。（電気、ガス、水道） ②「〇〇が無くても・△△があれば」できる調理方法の実践。（調理実習） ③もしもの時に備えておくと良いものを知る。自分の家族にとって必要なものは何かを考える。（祖父母・両親・兄弟・ペット）
講師	防災アドバイザー、防災士、社会福祉協議会職員等

○人と動物との共生による“いのちの尊さ”について考えてみてほしい

盲導犬出張講演

内容	①視覚障害や盲導犬について、スライドや実演を交えての講演を行う。 ②盲導犬と実際にふれあってみよう。
講師	東日本盲導犬協会等



基本目標2 安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり

01 地域の居場所・活躍の場づくり

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| 1 交流機会づくり | 5 老人クラブやサロン、いきいき百歳体操への活動支援 |
| 2 民生委員児童委員の活動支援 | 6 地域住民等が集う交流拠点の整備 |
| 3 自治組織（集落）の活動支援 | 7 子どもの遊び場の確保 |
| 4 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進 | 8 シニア男性の社会参加のための企画開発 |

02 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援 | 9 冬期間の安全・安心な暮らしを実現するための除雪体制整備 |
| 2 介護サービスの質の向上 | 10 除雪が困難な世帯に対する支援拡充
具体的な取り組み2 |
| 3 障がいのある方の就労後の支援体制の整備 | 11 地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進 |
| 4 農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参加の推進 | 12 高齢者等の就労に関する支援の拡充
具体的な取り組み3 |
| 5 高齢者等の住の確保に関する支援 | |
| 6 買い物弱者等への支援 | |
| 7 生活支援サービスの体制整備 | |
| 8 家族介護者等への支援 | |

◆具体的な取り組み2 「除雪支援体制」を充実させる

【「除雪支援体制」を充実させるためのステップ】

- 3年後→ヒヤリハットの減少、安全対策資機材の認知度向上、若い世代の共助組織への参画
5年後→ヒヤリハットの半減、安全対策資機材の普及、持続可能な共助組織の構築
10年後→死傷事故・ヒヤリハットゼロ、安全対策資機材の全戸設置、移住・定住者の増加

【各主体ごとの取り組み事項一部】

- ・地域安全克雪方針の検証並びに安全施策等を踏まえた方針の見直し（町）
- ・克雪住宅普及に向けた克雪リフォーム補助関連申請の住民への周知徹底（町）
- ・有償ボランティアの仕組みや多様な共助組織活動について住民へ普及啓発（町）
- ・部落等や自主防災組織との連携による民地除雪の実施主体の担い手の確保（町）
- ・広報紙による除排雪に伴う死傷事故やヒヤリハット事例の紹介（町）
- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を通じた地域内互助の推進（町社協）
- ・自主防災組織との連携による担い手の確保（町部落長等会）
- ・要援護世帯等への相談、助言、見守り活動の実施（町民生児童委員協議会）
- ・屋根の雪下ろし以外の軽微な除雪作業実施（長井西置賜地域シルバー人材センター）
- ・雪下ろし等住宅カルテ作成の積極的な推進（NPO法人等）
- ・共助組織を支える地域コミュニティとして、町と連携した組織的な除雪体制の整備推進（除雪組合等）
- ・企業としての除排雪作業の持続的活動可能な体制の構築（除排雪業者）



◆具体的な取り組み3 「無料職業紹介事業」による困窮者等への就労支援

無料職業紹介事業とは…いかなる名義でも手数料または報酬等の対価を受けずに行う職業紹介です。

対象者 一般就労が難しい町内在住の方（生活困窮者、高齢者、障がい者、生活保護受給者等）

支援内容 適切な就労情報の提供、求職者と事業者のマッチング等

※必要に応じて、職場体験や見学への同行、採用後のフォローアップ支援を行います。



基本目標3 住み続けたいと思える生活環境づくり

01 地域住民に対する相談支援体制の整備

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化 | 7 障がい者の地域生活支援拠点の整備 |
| 2 民生委員児童委員の適正配置 | 8 在宅医療・介護連携推進事業 |
| 3 相談実施体制の充実 | 9 包括的相談支援事業 |
| 4 ひとり親家庭の相談・支援充実 | 10 地域包括支援センターの機能強化 |
| 5 妊娠前の健康管理の相談・支援の充実 | 11 アウトリーチ等を通じた継続的支援 |
| 6 妊娠期からの相談体制の充実 | 12 住宅確保等、住まいに関する相談・支援 |
| | 13 終活勧奨及び支援 |

02 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1 疾病の早期発見、生活習慣病予防 | 13 ひとり親家庭への支援の充実 |
| 2 住民による食育の推進 | 14 子育て支援サービスの推進 |
| 3 保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及 | 15 切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築と推進 |
| 4 障がい福祉に関する制度及び障がい者差別解消条例の周知・普及 | 16 認知症初期集中支援推進事業 |
| 5 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進 | 17 罪を犯した人への社会復帰への取り組み |
| 6 福祉サービス情報の開示 | 18 ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進 |
| 7 デマンド交通システムの充実
具体的な取り組み4 | 19 DV等の被害にあった方への対応 |
| 8 免許返納者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供 | 20 社会を明るくする運動を通じた理解促進と保護司会との連携 |
| 9 情報機器の活用促進 | 21 児童発達支援センターとの連携 |
| 10 サービス提供の充実 | 22 ヤングケアラー対策事業 |
| 11 出産・子育て情報の提供 | 23 外国人及び移住者への支援 |
| 12 生活困窮者自立支援事業 | 24 困難な問題を抱える女性への支援 |
| | 25 住まいのバリアフリー化等の推進 |

03 権利擁護や成年後見制度の推進

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 権利擁護の推進 具体的な取り組み5 | 5 児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備 |
| 2 成年後見制度の利用のための支援強化及び普及 | 6 いじめ、虐待等の被害にあった子ども等へのケア |
| 3 高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備 | 7 性的マイノリティに対する理解促進 |
| 4 障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備 | |

04 防犯・防災に強いまちづくりの推進

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 安否確認による安心なまちづくり | 6 町内バリアフリー化情報の提供 |
| 2 緊急時対応による安心なまちづくり | 7 飯豊町災害ボランティアセンターの設置・運営 |
| 3 地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり | 8 避難行動要支援者支援制度の推進 |
| 4 薬物乱用防止の推進 | 9 災害時協定締結による安心なまちづくり |
| 5 公共施設等のバリアフリー化の推進 | 10 児童・生徒非行の未然防止に向けた取り組み |

◆具体的な取り組み4 デマンド交通システムの利用を拡大する

地域に出向いて実際に電話予約から乗車までを体験してもらうような乗車体験会を開くなどの企画を実施することにより、デマンド交通システムの利用につながることを期待できます。

◆具体的な取り組み5 「成年後見制度」の利用を促進する

成年後見制度の利用促進の取り組みは、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものです。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指します。

基本目標4 支え合い・助け合う関係づくり

01 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 1 生活支援サービスの充実 | 6 自殺対策の推進とゲートキーパーの養成 |
| 2 保健・医療・福祉・介護の連携強化 | 7 在宅医療に伴う日常生活用具の給付 |
| 3 身近な福祉総合相談窓口の設置 | 8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| 4 障がいのある方の就労支援の充実及び障がい者雇用の促進 | 9 在宅医療・介護連携の推進 |
| 5 生活保護制度の適正実施 | 10 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 |

02 見守り・支援体制の充実

- | | |
|------------------------------|--|
| 1 民生委員児童委員定例会への参加等 | 10 外出中に行方不明になる高齢者等に対応する見守り・SOS ネットワークの強化 |
| 2 見守り・助け合いネットワークづくり | 11 障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築 |
| 3 単身高齢者等の見守り支援 | 12 児童における医療的ニーズへの対応等 |
| 4 被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進 | 13 社会福祉法人連絡会活動の推進 |
| 5 生活福祉資金等の各種制度の周知 | 14 婚活支援 |
| 6 地域共生社会の実現に向けた地域づくり | 15 I ターン・U ターンの促進 |
| 7 ひきこもり問題に関する相談支援（参加支援） | 16 ゴミ屋敷等への福祉的支援 |
| 8 子どもの貧困対策と子ども食堂事業の推進 | |
| 具体的な取り組み6 | |
| 9 特殊詐欺の被害防止に向けた関係機関と連携した取り組み | |

03 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 共生型サービス制度の普及等 | 5 空き家対策の強化 |
| 2 要援護者ニーズ把握 | 6 飼い主とペットを取り巻く問題への対応 |
| 3 地域福祉コーディネーターの育成・配置 | 7 多機関協働による資源開発の仕組み |
| 4 包括的な支援体制整備 | |

◆具体的な取り組み6 地域に「子どもの居場所」をつくる

子どもの居場所づくりは、子どもの健全な成長や学びを支援できるだけではなくありません。子育て世代へのサポートや地域とのつながりの強化にもなり、少子化対策にもつながります。

町内で子育て支援活動を行うNPOやグループ等が主体となって、子どもたちが安心して成長できる居場所をつくることは、子どもの健全な発育と未来の社会を支えるためにとても重要なことです。

実際に子どもの居場所づくりの事例としては、子ども食堂のほか遊び場（プレーパーク）、学習支援教室などが挙げられますが、ここでは山形県内3か所の子どもの居場所の活動例を紹介します。



食堂名・イベント名	実施団体	実施日時	対象	利用料金
①みんなでつくたべ！ （山形市南原町）	NPO 法人クローバーの会@やまがた	毎月第4土曜日 （17：00～19：00）	不登校・不登校傾向の子ども、その保護者など。	無料
②地域食堂なないろ （白鷹町荒砥乙）	支えあう地域づくり なないろの会	毎月第3土曜日 （11：30～13：30）	誰でも。	子ども 200 円 大人 300 円
③みんなでランチ （山形県飯豊町）	NPO 法人ほっと	不定期開催	誰でも。	無料

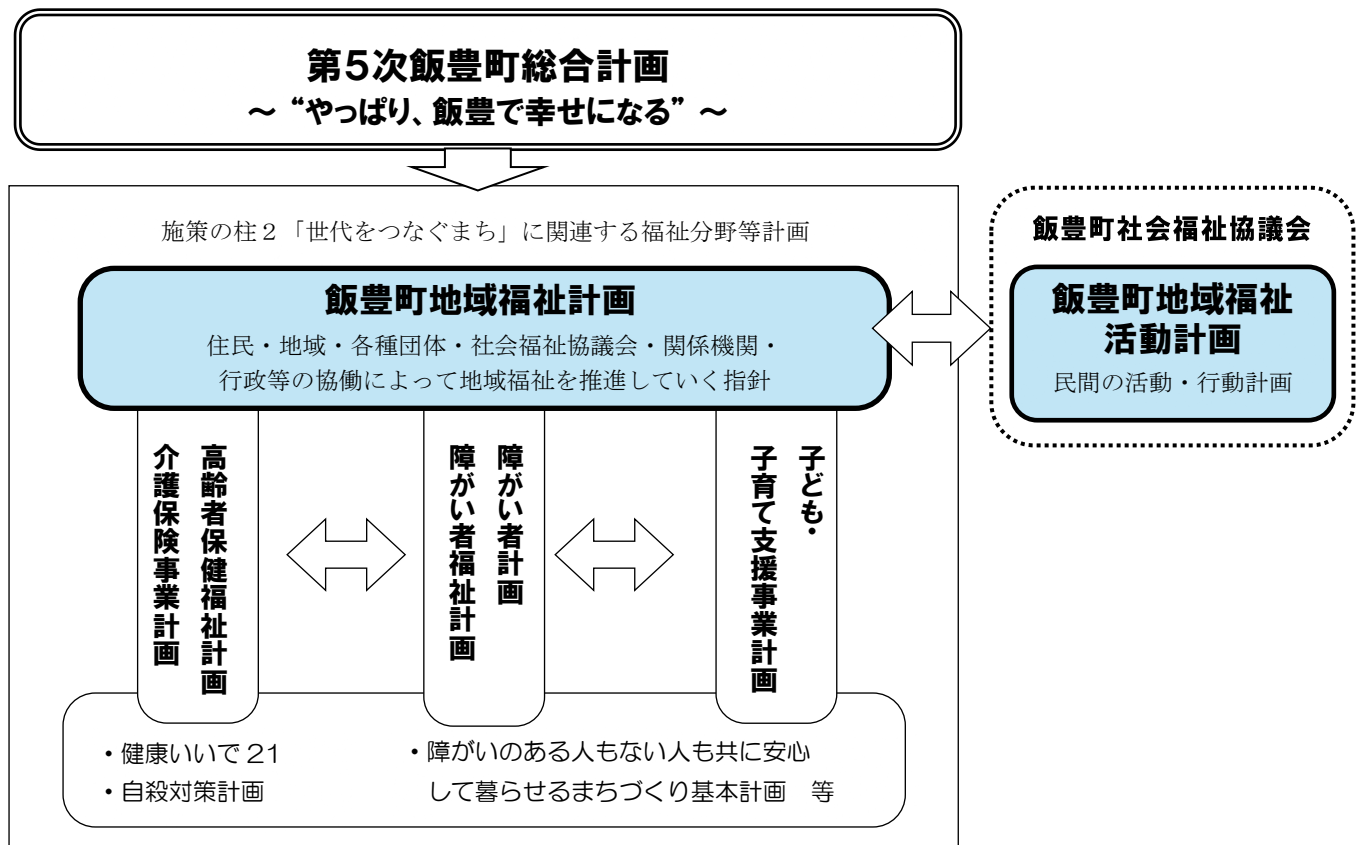
第3次飯豊町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

1 趣旨

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、町の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

2 他計画との関係



3 計画期間

2025年度から2029年度までの5か年

4 進行管理

令和9年度（中間年）までの進捗状況、今後の方向性について、担当課が点検・評価を行います。



飯豊町地域福祉計画・飯豊町地域福祉活動計画【ダイジェスト版】

2025(令和7)年3月発行

発 行

飯豊町（編集：健康福祉課）

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

TEL：0238-72-2111（代表） FAX：0238-72-3827（代表）

飯豊町公式ホームページ <https://www.town.iide.yamagata.jp/> →



社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会（編集：総合福祉管理室）

〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3642

TEL：0238-72-3353（代表） FAX：0238-72-3532（代表）

社会福祉協議会公式ホームページ <https://iide-shakyo.jp/> →

